

経済対策及び令和 3 年度国家公務員給与改定を踏まえた 公定価格等の対応について

令和 3 年 1 2 月 8 日

経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた公定価格等の対応について

1. 保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

- ・経済対策に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

公定価格とは別の補助金により実施。（令和3年度補正予算案、補助率 国10/10）

令和4年9月までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。

実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

都道府県・市町村における事務費を併せて補助。

放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施。

公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

2. 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

- ・公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- ・令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格から反映する見込み。
- ・ただし、経済対策に基づく、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を実施するため、国家公務員給与の改定に伴う公定価格の減額に対応するための補助を、令和3年度補正予算案において、上記の経済対策に基づく処遇改善と併せて措置。

【参考】令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き

期末手当の引下げ（ 0 . 1 5 月分）

予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費 394万円 391万円(3万円(0.9%))

第3章 取り組む施策

・ 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。